

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	大見いこいの広場
---------	----------

申請者	所在地	長浜市木之本町木之本 1757 番地 2
	団体名	株式会社ふるさと夢公社きのもと
	代表者氏名	岩根 博之

指定管理料提案額	令和4年度：4,402,000円 令和5年度：4,402,000円 令和6年度：4,402,000円
----------	--

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部からの利用者への非日常の野外体験の提供 ・自然資産を活用した地域住民の雇用促進 ・安全、安心、快適な利用のための管理
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定管理制度の基本方針と弊社の設立理念の合致 ・設立以来積み上げたノウハウと人材を継続して生かすため
(3) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 ・従業員を雇用している地域の高齢化

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信 ・地域独自の体験、自主事業 ・冬季、平日の利用を促す活動 ・顧客ニーズに合った施設改修
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> ・立命館大学や認定こども園との交流 ・その他地域の団体とのイベント交流
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ刷新によるPR活動 ・キャンプ情報サイトとの相互協力 ・イベント時のマスメディアの活用

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート ・カウンターでの顧客とのコミュニケーション
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・スピード対応 ・アンケートによる苦情や要望からの改善計画と実行
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングによる共有 ・全スタッフの笑顔で挨拶指導

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修繕は自社で行う ・無駄のないスタッフ配置 ・原価意識、経費意識の教育
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・前回とほぼ同様とした料金で行い、施設の利用促進を図る ・ヴィラ 23,100 円を 23,800 円に、入浴 350 円を 500 円にして賃金の確保を行いたい。
(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の安全、安心、快適に関わる箇所の優先対応 ・大規模な修繕については市当局に報告を行う

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・紙データ保管庫の施錠 ・PCのパスワード設定 ・整理整頓と不要な資料の破棄
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とは異質なものを極力設置しない ・顧客へのリサイクル協力の呼びかけ
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間の管理体制 ・非常事態に備えた連絡・連携体制 ・30以内に集合が可能
(4) 同様・類似の業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパーの芯とおがくずで着火剤

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・移住促進、空き家対策 ・地域人材の活用 ・地域の魅力発信 ・他団体や各種機関との協力体制 ・施設の長期的な運営について
---	--

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

長浜市地域活性化施設条例第1条「豊かな自然資源と歴史を生かし、市民に憩いの場と交流の場を提供することにより、地域の活性化を図る事を目的として、長浜市地域活性化施設を設置する」これを理解し急速に過疎化の進む大見を含む湖北地域の活性化に重きを置き下記方針にて管理運営を行ってまいります。

- ヴィラ、コテージ、キャンプ場などの施設を最大限に活用し、市内や都市部からの利用者へ、非日常の野外体験ができる場を提供します。
- 流しそめんやクラフト体験、ピザ窯レンタルなどの自主事業の充実やサービス向上を図り、新規顧客、リピーターの増加を図ってまいります。
- すべての来訪者が安全、安心、快適に過ごせるよう維持管理および運営に努めてまいります。
- 森林マッチング事業により資源調査した地域資源を生かし、市北部の魅力発信と観光のPRに努め、都市住民と地域住民の交流を図ります。
- イノシシ肉の提供、薪や炭の利用を積極的に行い、間接的な獣害対策、山林保護を図ってまいります。
- 大見周辺地域への住民の定住化を促進するべく、地域住民の積極的な雇用やUターンIターン者の定住を促進する活動を行ってまいります。
- 管理運営で得た余剰利益は、地域へ還元いたします。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

弊社は、「己高庵」ならびに「大見いこいの広場」の運営管理を行うために、平成7年4月に旧木之本町、観光事業者、商工会、観光協会、古橋・大見の関係2集落が出し、第3セクター方式で設立された株式会社です。市の指定管理制度の目指す「多様化するニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図る」は弊社の設立理念に合致するものです。

また、弊社定款3条に記す事業目的を達成し、大見いこいの広場の管理運営を行うため指定管理者となることを希望します。

弊社は平成8年より「大見いこいの広場」の管理運営を行っており、民間のノウハウを積極的に取り入れながら、地域との良好な関係のもと、地産地消の推進や観光スポットの開発、あわせて定住化促進を目指した積極的な地元雇用を進めてきました。

当施設は、大見地域唯一の産業として地域住民の就労の場としての役割を担っておりますが、冬季間の積雪を「雪遊び」として積極的に活用する新たな宿泊プランなどの展開により、冬季間の地元雇用（パート）にも貢献できました。現在までに積み上げてきたノウハウや地域との信頼関係を基に、周辺施設などと連携しながら地域の農林業振興、地域交流の拠点としてのセンターの管理運営事業、自主事業を行ってまいります。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

施設の老朽化が一部進んでいる所がある。また、使用に耐えうる箇所がある。

従業員を雇用している地域の高齢化が顕著である。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

①株主総会

定時株主総会は事業年度終了後3か月以内に開催する。取締役・監査役の選任及び定款の変更、当該事業年度の事業決算の承認、次年度事業計画、基本方針、収支計画についての承認を行う。

②取締役会

四半期に一回の開催を基本として、株主総会の決議事項に基づき業務執行に関する会社の意思決定を行う。

取締役 9名

③監事

会社の財産状況および業務執行状況についての監査を行う。

監査役 2名

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

●組織図

別紙1の組織図のとおり

(株)ふるさと夢公社きのもと組織の中で、大見いこいの広場事業所として位置づけ、社内現有人員の効果的な配置を心掛けるとともに、事業所の必要人員の配置について、法人経営の基本を確保しつつ最善の組織体制並びに人員配置を行ってまいります。

大見事業所の組織体制については、組織の特性から繁忙期と閑散期の差が大きく、通常の人員配置は社員3名、パート17名体制で管理運営を行っておりますが、繁忙期には人員の増強確保を図り、パートについても、利用状況に合わせ都度地元の短期雇用を行うことといたします。

当施設は、地域住民に憩いの場を提供するとともに、すべての来訪者が快適に過ごせるよう施設管理を行うために、全従業員の能力水準を向上させ、多面的作業に対応できる人材を育成し、今後、施設の継続的な運営のために必要な若年者の人員を地元で確保し人材の育成を図っていく計画であります。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
所長	管理運営全般・総務管理・調理・運転手	甲種防火管理者 衛生管理者 中型自動車免許	常勤	8:30-17:30
職員	宿泊管理・広報・出納管理・受付業務・調理	小型車両系(整地など) 酒類販売管理者 仮払機取扱作業 チェーンソー取扱作業 者	常勤	8:30-17:30
職員	宿泊管理・広報・出納管理・受付業務・調理	甲種防火管理者	常勤	8:30-17:30
パート	宿直・施設管理・運転手	大型自動車免許	非常勤	シフトによる
パート	宿直・施設管理		非常勤	シフトによる
パート	宿泊管理・受付業務		非常勤	シフトによる

パート	宿泊管理・受付業務		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	客室清掃		非常勤	シフトによる
パート	調理		非常勤	シフトによる
パート	草刈り・剪定		非常勤	シフトによる

(職員の採用計画)

高齢化しているので若い人材を採用したい。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

●人材育成の基本的な考え方

- ①顧客満足を第一に考え、常に質の高いサービスを提供すべく、日々取り組みます。
- ②事業所別ではなく会社全体の発展と利益を考え、行動します。
- ③自社を含む地域の発展を考え、実践します。

●職員の研修計画

- ①経営会議、事業所別会議を毎月開催し、従業員の意識の共有化を図ります。
- ②業務改善書を活用し、意識の向上を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

●情報の発信

- ①定期的にイベントを開催し、新聞などの取材メディアを使った施設情報の周知に取り組んでいます。大見という集落を知ってもらうため、ローカル新聞やケーブルテレビを使った情報の発信に取り組んでいます。
- ②県外からの宿泊客へ向けては、大学生協への営業活動、なっぶなどの予約サイト、各種キャンプ場紹介雑誌への掲載などを主に、ホームページの定期的な更新、ブログにて、常に新しい情報を発信することによる利用促進を図っています。
- ③閑散期については、冬季や平日など利用客の掘り起こしを主体として行いたいと考えています。

●地域独自の体験、自主事業

- ①毎年夏季に実施している流しそうめん、秋からは春にかけてのマスつり、大学生生成によるツリーハウスなど他のキャンプ場との差別化を図るべく、自主事業を計画しています。
- ②主にファミリー顧客へのサービスとして、地域の素材を活用したクラフト体験を実施しています。
- ③ピザ窯を活用したピザ焼き体験を実施しています。
- ④歴史が古く、神秘的な雰囲気が残る菅山寺へのトレッキングツアーをウッディパルと協力して行っています。

●今後の取り組み

- ①現在は宿泊利用者の多くが県外からであり、大阪京都兵庫からが半数近くにのぼり、次に名古屋岐阜などの東海圏がなります。繁忙期以外の閑散期や平日の利用客の取り込みを進め、同時に長浜市都市部などの近隣地域からの利用客へ向けた広報を行い、集客に繋がります。
- ②閑散期の集客を目的として学生団体や職域への営業活動を行います。
- ③古民家を活用した民泊へ向けた検討を行います。
- ④新たな利益を生むための、施設内小規模改修の検討を行います。

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和4年度	10,900人	コロナウイルスで減少した利用者呼び込む努力をし、以前までの数を取り戻したい。特にオートキャンプに力を入れたい。
令和5年度	11,000人	
令和6年度	11,500人	

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

当社は湖北地域全体の振興に寄与することを目的とした株式会社であるため、地域はもちろん各関係機関、ボランティア団体などとも積極的に関わり、連携を強化していこうと考えています。

毎年6月に開催している「流しそうめん開き」は、木之本認定こども園の園児を招き、大見地域振興会協力のもと加工した竹を使い、大見地域の方が見守る中、園児に流しそう

めんを楽しんでいただく催しです。

菅山寺ツアーなどで協力のあるウッディパル余呉とは今後も協力体制の強化を図っていきたいと考えております。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

宿泊施設利用者が情報収集として用いるホームページ、その中のブログ、キャンプ場予約サイトで高シェアの「なっぶ」、その中のブログにて情報を発信しております。

近年のキャンプブームで、キャンプ情報サイトが増えており、無料にて掲載のオファーが増加していることも活用しています。

また、周辺地域に在住の利用者を増やすべく、イベントをする場合には長浜市広報、各メディアへ広報資料を提出し、施設の広報を行っています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

利用者アンケートを受付時に手渡しし、顧客ニーズの把握に努めています。

チェックアウト時に気軽にアンケートを返してもらうよう箱を設置しています。

キャンプの顧客は筆記することが難しい場合やチェックアウト時に受付カウンターに立ち寄らない場合もあるため、QRコードからWEBアンケートへの回答ができるようにしております。

チェックアウト時にカウンターに立ち寄る顧客に対しては直接感想を聞き取りコミュニケーションをとるよう努めております。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

①利用途中での苦情対応

キャンプの顧客は電話にて、ヴィラやコテージの顧客は内線にて不具合や苦情を受け付け、すぐに行って対応します。

②利用後の苦情対応

利用後の苦情についてはカウンターで直接聞いたりアンケートにて確認した内容を事務所で共有し、改善策を相談後、すぐにできる内容は実行し、顧客が特定できている場合は該当の顧客へ報告し、満足度の向上を図ります。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

①全体営業会議、事業所内ミーティングを行い、スタッフが対応した情報を共有し、対策しています。

②フロントや直接接客するスタッフ以外の清掃スタッフも利用者と出会ったときには挨拶するよう指導しています。

③設備に関する要望はすぐに対応できないことがあり、改修計画の際に生かしております。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

①老朽化が目立つ部分の改修について、専門業者への発注が必要なものを除き、軽微なものは自社にて修繕し、修繕費を抑える努力をしております。

②大規模な修繕については市当局に報告をする。

③予約状況に応じたシフト管理、勤務時間管理を行い、人件費比率の引き下げを行うとともに、全従業員の時間あたり生産性の意識向上を図ってまいります。

④送迎用車両を己高庵と共有しております。

⑤利用者が少ない冬季や平日は場内の外灯を落とす、風呂の湯を抜くなど光熱費の節約をしております。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

※使用料の欄には、条例で規定する使用料に消費税及び地方消費税を加算した額を記載しています。利用料金（案）の欄は税込金額で記入してください。

施設	利用区分		単位	使用料	利用料金（案）
コテージ	洋室	宿泊	1室1泊	10,470円	8,800円
		宿泊以外	1室2時間	5,230円	
	和室	宿泊	1室1泊	10,470円	8,800円
		宿泊以外	1室2時間	5,230円	
	入浴（宿泊の場合を除く。）		1人1回	520円	500円
ヴィラ	宿泊		1室1泊	26,190円	23,800円
	宿泊以外		1室2時間	13,090円	
テニスコート	照明なし		1面1時間	830円	550円
	照明使用		1面1時間	1,890円	
バーベキューテラス			1コーナー2時間	2,610円	3,000円 (4時間)
オートキャンプ場	宿泊		1区画1泊	10,470円	6,600円
	宿泊以外		1区画1日	8,380円	
屋内グラウンド	照明なし		1時間	520円	
	照明使用		1時間	1,100円	1,100円
センターハウス内休憩室（和室）			1時間	520円	500円
キャンプ場	テント1張り		1日	1,100円	1,100円
野外ステージ			2時間	1,100円	1,100円
シャワールーム			1時間	300円	300円

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

維持管理・作業内容			頻度
建築物の維持管理	外観点検	仕上げ材における浮き・ひび割れ・はがれ・かびの発生などの状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法8条の2の2の規定に基づく定期点検	2回/年
建築設備の維持管理	自家用電気工作物保守点検	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
	消防設備保守点検	自動火災報知機設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球などの交換	随時
	合併浄化槽保守点検	水質検査	1回/年
備品などの維持管理	トリムの保守点検	トリム（遊具施設）の保守点検	6回/年
	備品の維持管理	備品管理簿の管理 備品の維持管理	随時
	消耗品の管理など	消耗品の購入・管理・補給・交換など	随時
水道施設維持管理	定期点検・清掃	取水施設2か所、ろ過施設	1回/週
	水源池施設除草	取水施設2か所、ろ過施設	3回/年
	降雨対応	強雨の場合都度点検・排泥	随時
下水道施設維持管理	処理場、管路管理	下水処理場保守点検、汚水樹点検	1回/週
植栽の維持管理	植え込みの選定作業	植え込みの選定作業	随時
	芝生の管理	肥料まき、砂まき	1回/年
		刈り込み、除草作業	随時
	除草作業	樹木周辺・植え込みの除草作業	随時
その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み、芝生の施肥、殺虫剤の散布、積雪による被害防止のための予防対策	随時	
冬季の管理	降雪機の除雪など	屋根の雪下ろしおよび除雪	随時
	開設日前の除雪	除雪	開設日前
	水道管対策	水道管の破裂対策	閉場後
清掃業務	施設内定期清掃	床面掃除機掛け	随時
		床面ワックス掛け	1回/年
		ガラス磨き上げ	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き 便器・洗面台清掃 鏡磨き上げ 汚物処理 トイレトペーパー・石鹸水補給 ドア拭き掃除	1回/日
	デッキの清掃	拭き掃除	随時
	ロビーの清掃	床・イス・テーブルの清掃	随時
	厨房清掃	床面拭き掃除 水洗い 流し清掃 かまど清掃	1回/日
	その他	通路 駐車場	随時
施設周辺	除草、清掃	随時	
保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防	随時

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。

業務上知り得た個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」および「長浜市個人情報保護条例」に基づき、外部流出がないよう細心の注意をもって管理し業務に当たっています。当施設での個人情報には大別して次の二つがあります。

① 利用者の顧客情報などの紙データによるもの

宿泊予約台帳、宿泊伝票

→センターハウス事務所のみで取り扱い、室外への持ち出しを禁止しています。

過去の台帳や伝票は事務所奥の部屋の鍵のかかるロッカーにて保管しています。

事務所へは部外者の立ち入りを禁止しています。

② パソコン内部のメモリデータ

→予約サイトやHP予約にて予約の顧客情報はサイト内保管でID・パスワードがなければ閲覧できません。

パソコン本体にもパスワードによるロックがかかっています。

不要になった紙データはシュレッダーによる廃棄を行っています。

また、全従業員が個人情報保護について共通した認識を持つため、教育をおこなってまいります。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

当施設はヴィラ、コテージ、オートキャンプ場などの施設を備えた野外活動施設であり、地域の自然資源を活用した余暇利用施設であることから、周辺環境に配慮し異質な固定物は設置しないこと、また、施設内植栽の定期的な管理を行うとともに周辺環境の保護保全を行っています。また、環境保護、資源再生の観点から利用者においてもごみの分別を促し、資源のリサイクルに協力を呼びかけ実践しています。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

施設の運営には利用者の安全確保を第一とし施設の管理運営に努めております。また、社内の組織体制および連絡系統を明確にし、万一の不測の事態に備えています。施設は通年営業を行っており、日中の対応は勤務の従業員が緊急連絡を行うとともに初期行動をおこします。また、夜間においては、宿直員が組織図に基づく緊急連絡を行い、その指示を仰ぎ行動します。常勤従業員はすべて緊急事態対応のために30分以内に招集できる体制にあり、すべての従業員は防火意識、危機管理意識の徹底を図り緊急事態への対応に備え、利用者の安全確保を第一に対応を行っています。

別紙2.3.4.5.6.7のとおり

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

トイレットペーパーの芯とおがくずを再利用して着火剤を作成、安価にて販売し、当施設利用者に使用していただいております。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。（例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など）

大見いこいの広場は過疎少子化が進行する中、山間地域の振興施策として作られ、今年で26年目を迎えました。弊社は当初より運営管理を担い、地域との良好な関係のもと、山間地域の振興と都市住民と地域住民の交流を図るべく、当施設の運営管理を行ってまいりました。

この26年間で大見集落の過疎高齢化は大きく進み、現在では住民が30名前後となり、集落における活動も人数による制約のため省略せざるを得ない状況となっています。同時に、大見いこいの広場もまた経年による問題点が浮き上がってきています。

今後の施設運営を行っていく上で、地域と共に協力しつつ歩んできた実績と関係性に重心をおき、地域の発展は当社の発展と直結するものであるという認識のもとで運営を進めていく必要があると考えます。

また、地域と施設の長期的な運営を計画していく上で、今後はより効果的な取り組みを行わなければならない時期となります。高時地域や各種市民団体、行政、各種機関と連携し、地域振興と一体となった施設運営を行ってまいります。

① 移住促進 空き家対策

従業員の2/3を高時地域に頼る当施設においては過疎高齢化が問題となっています。大見いこいの広場を訪れる年間1万人を超える利用者へ効果的なアプローチを行うことで、移住を促進できるものと考えます。また、地域に増加する空き家、空き地を活用した民泊受け入れに向けた取り組みに力を入れていきます。

② 地域人材の活用

大見いこいの広場は約4.6haの敷地を持ち、施設の管理運営には年間を通じ多くの労力が必要となります。当施設が立地する集落は高齢率が高い集落のひとつですが、開設当初から深く関わりをもつ大見自治会、老人会などが協力していただいています。また、施設利用者が使う燃料用の炭については、大見振興会が作成したものを利用し当施設にて仕入れ、販売を行っています。従業員の雇用については、地元集落を中心に近隣集落からも募集し、就業の場を提供しています。キャンプ場という施設の特性から、繁忙期と閑散期の差はありますが、大見集落に年間1万人の若者や家族連れなどの利用者が訪れる現状は、過疎の集落に活気を与えています。今後も継続して施設の営業を行うことは、立地集落のみならず周辺地域の活性化にも寄与するものと考えます。今後、継続的な施設運営のためには若年層の人材を地元で確保し育成していく必要があります。また、繁忙期のパート人員確保については、周辺地域を含め臨時的に雇用をしていく計画です。

③ 地域の魅力発信

木の本地域は隣の余呉町と同じく豪雪地帯であり、面積の92%が森林であるため、獣害も多く、住民のやる気をそぐ要因となっていますが、同時にこういった特徴的な自然や古くからの歴史的遺産があり、県外からの施設利用者にとっては魅力となっていることも事実です。その一つとして十一面観音のある医王寺は現在では関東圏から

も拝観者が訪れる魅力的な場所となっています。開祖から 1000 年の神秘的な菅山寺を活用したトレッキングプランの作成や、豪雪を逆手に取った冬季アクティビティなどのプランを作成し、ホームページやブログ、キャンプ情報サイトなどでの情報発信を行っていきます。

④ 他団体、各種機関との協力体制

さまざまな事業を行っていく上で大見自治会、大見振興会はもとより、高時地域づくり協議会、地域おこし協力隊など各種団体との協議、協力を進め、地域振興という共通の課題に取り組みたいと考えます。また、菅山寺ツアーなどで協力のあるウッドイバル余呉とは今後も協力体制の強化を図っていきたいと考えます。

⑤ 施設の長期的な運営について

大見いこいの広場敷地内の経年劣化による老朽化については、物理的に危険な箇所や、現代の利用者のニーズにそぐわないものなどさまざまなものがあります。軽微なもの^は直営での工事が可能な場所については毎年修繕を行っていますが、大規模修繕が必要な箇所については行政との協議の中で、長期的に施設の運営を行うためにどのような修繕や条件が必要であるか先を見据えた協議を行っていく所存です。

以上をふまえ、長年にわたる拠点として運営させていただいた大見いこいの広場を今後も長浜市北部地域の振興の場として担っていきたいと考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

収支計画書(総括表)【審査基準: 条例第4条第3号及び第4号】

1. 収入

(単位: 千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
指定管理料	4,002	4,002	4,002	12,006
利用料金収入	25,000	26,000	26,500	77,500
その他の収入	14,000	14,100	14,200	42,300
小計(指定管理業務)	43,002	44,102	44,702	131,806
自主事業収入	650	650	650	1,950
計	43,652	44,752	45,352	133,756

2. 支出

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
人件費	22,000	22,050	22,100	66,150
維持管理費	16,350	17,350	17,850	51,550
修繕費	1,800	1,800	1,800	5,400
その他の支出	3,000	3,000	3,000	9,000
小計(指定管理業務)	43,150	44,200	44,750	132,100
自主事業収入	460	460	460	1,380
計	43,610	44,660	45,210	133,480

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和 4 年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
----	------------------------------

1. 収入

科目	金額	積算根拠
指定管理料	4,002	4402千円
利用料金収入	25,000	
その他		
料理、飲料	2,000	
売店、その他	12,000	
計	14,000	
計(指定管理業務)	43,002	
自主自業収入	650	流しそうめん600千円、クラフト50千円、ピザ窯0円
合計	43,652	

2. 支出

科目	金額	積算根拠
人件費	22,000	
委託料		
食堂用品費	130	
備品消耗品費	1,500	食堂用、事務用、一般用
損害保険料	170	
委託管理費	4,600	浄化槽、建築基準法12条150万円
諸税	80	自動車税、車検時の印紙代
旅費交通費	70	
通信費	200	電話、fax、郵便
水道光熱費	500	ガス、灯油、水道
支払手数料	400	支払
販売手数料	1,600	
会議費		
広告宣伝費	300	PR
接待交際費		
被服費	100	作業服
諸会費	50	
車両費	400	ガソリン、車検、修理、マイクロバス使用料
洗濯費	900	フィラ、コテージ用
リース料	100	
動力費	3,600	
雑費	650	廃棄物処理、NHK受信料、廃棄物25*12
原価償却費	1,000	
計	16,350	
修繕料	1,800	
その他		
原価	3,000	料理、飲料、売店、その他
計	3,000	
小計(指定管理業務)	43,150	
自主事業費	460	流しそうめん425千円、クラフト35千円、ピザ窯0千円
計	43,610	

差引(営業利益) 42

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和 5 年度 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)
----	------------------------------

1. 収入

科目	金額	積算根拠
指定管理料	4,002	4402千円
利用料金収入	26,000	
その他		
料理、飲料	2,050	
売店、その他	12,050	
計	14,100	
計(指定管理業務)	44,102	
自主自業収入	650	流しそうめん600千円、クラフト50千円、ピザ窯0円
合計	44,752	

2. 支出

科目	金額	積算根拠
人件費	22,050	
委託料		
食堂用品費	130	
備品消耗品費	2,000	食堂用、事務用、一般用
損害保険料	170	
委託管理費	4,600	浄化槽、建築基準法12条150万円
諸税	80	自動車税、車検時の印紙代
旅費交通費	70	
通信費	200	電話、fax、郵便
水道光熱費	500	ガス、灯油、水道
支払手数料	400	支払
販売手数料	1,600	
会議費		
広告宣伝費	300	PR
接待交際費		
被服費	100	作業服
諸会費	50	
車両費	400	ガソリン、車検、修理、マイクロバス使用料
洗濯費	900	フィラ、コテージ用
リース料	100	
動力費	3,600	
雑費	650	廃棄物処理、NHK受信料、廃棄物25*12
原価償却費	1,500	
計	17,350	
修繕料	1,800	
その他		
原価	3,000	料理、飲料、売店、その他
計	3,000	
小計(指定管理業務)	44,200	
自主事業費	460	流しそうめん425千円、クラフト35千円、ピザ窯0千円
計	44,660	

差引(営業利益) 92

収支計画書(年度別内訳表)

年度	令和 6 年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
----	------------------------------

1. 収入

科目	金額	積算根拠
指定管理料	4,002	4402千円
利用料金収入	26,500	
その他		
料理、飲料	2,100	
売店、その他	12,100	
計	14,200	
計(指定管理業務)	44,702	
自主自業収入	650	流しそうめん600千円、クラフト50千円、ピザ窯0円
合計	45,352	

2. 支出

科目	金額	積算根拠
人件費	22,100	
委託料		
食堂用品費	130	
備品消耗品費	2,000	食堂用、事務用、一般用
損害保険料	170	
委託管理費	4,600	浄化槽、建築基準法12条150万円
諸税	80	自動車税、車検時の印紙代
旅費交通費	70	
通信費	200	電話、fax、郵便
水道光熱費	500	ガス、灯油、水道
支払手数料	400	支払
販売手数料	1,600	
会議費		
広告宣伝費	300	PR
接待交際費		
被服費	100	作業服
諸会費	50	
車両費	400	ガソリン、車検、修理、マイクロバス使用料
洗濯費	900	フィラ、コテージ用
リース料	100	
動力費	3,600	
雑費	650	廃棄物処理、NHK受信料、廃棄物25*12
原価償却費	2,000	
計	17,850	
修繕料	1,800	
その他		
原価	3,000	料理、飲料、売店、その他
計	3,000	
小計(指定管理業務)	44,750	
自主事業費	460	流しそうめん425千円、クラフト35千円、ピザ窯0千円
計	45,210	

差引(営業利益) 142